

# 第1章 計画策定の背景と趣旨

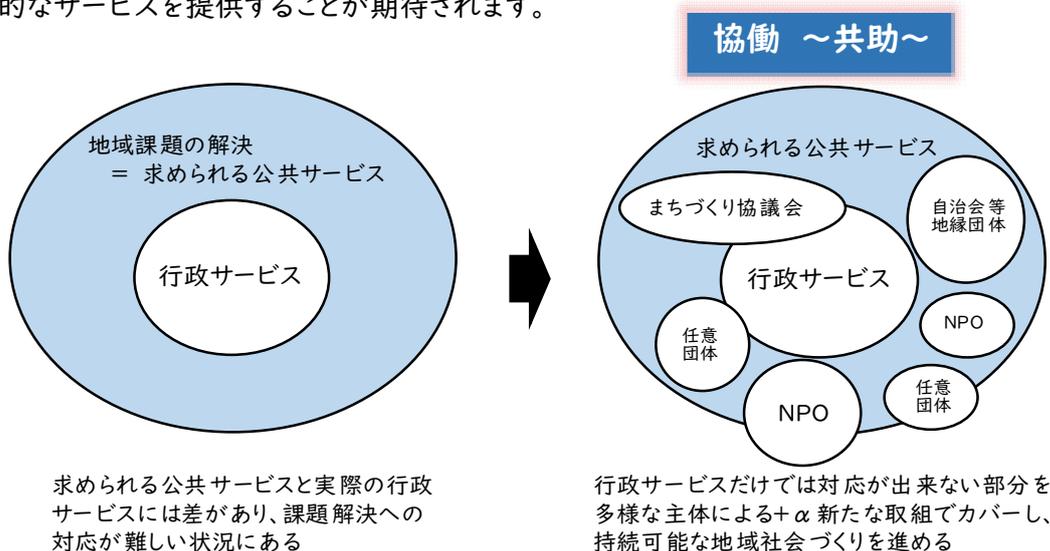
## 1 計画の背景

近年、我が国を含む多くの地域社会は急速な人口減少と少子高齢化に直面しており、本市においてもその影響が顕著となっています。年少人口の割合は世界的にも低く、高齢化の進行、労働人口の減少といった構造的な変化に加え、デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式や働き方の変化、地域経済やコミュニティ※1の課題など、多岐にわたる社会的背景を抱えています。また、頻発する自然災害や気候変動リスクへの備え、カーボンニュートラル社会の実現といった環境・エネルギー問題も地域で主体的に取り組むべき重要なテーマとなっています。

さらに、価値観やライフスタイルの多様化が進み、個人の生き方や働き方、地域との関わり方に対する市民一人ひとりの意識が多様化しています。こうした急速な社会変化の中で、少子高齢化に伴う地域活力の低下や人材不足、コミュニティの希薄化、孤立の増加等、これまで行政や地縁組織が担ってきた地域課題の解決だけでは対応が難しい状況となっています。

今後は、個人やNPO※2、自治会等の地縁団体、まちづくり協議会やその他任意団体等、多様な主体が持つ柔軟な発想力・機動力を発揮し、行政、市民、事業者等がともに連携・協働※3する「共助※4」の体制がますます求められるとともに、持続可能な地域社会づくりを進めるために、市民一人ひとりの自発性と創造性を活かすことが不可欠です。(図1参照)

行政と市民とが適正な分担と連携を行い、市政については市民の積極的な参画※5を促し、互いに理解し合い、市民活動が活発に行われることで、地域生活の課題解決に柔軟に対応した、より一層効果的なサービスを提供することが期待されます。



【図1 行政サービスと公共サービス】

※1 コミュニティ：人々が共同体意識をもって生活を営む一定の地域、及びそれらの人々の集団。  
※2 NPO：民間非営利組織。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。  
※3 協働：共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること。  
※4 共助：自分だけでは解決や実行が困難なことについて、地域や身近にいる人たちがともに取り組むこと。  
※5 参画：市民及び市民活動団体が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自立的に関わること並びに市民等がまちづくりのために協働すること。効果的な市民参画の実現手法として「説明会の開催」「アンケートの実施」「ワークショップの開催」「審議会の設置」「パブリックコメントの実施」が挙げられる。

## 2 計画の趣旨

本市では、平成 17 年に「下関市市民協働参画条例」を施行し、市民と行政が協力し合い、市民自らが主体的に参加するまちづくりを進めてきました。また、自治会や市民活動団体、NPO など多様な市民活動を支える環境づくりに努め、平成 18 年の「下関市市民活動促進基本計画」策定以降も計画の見直しを重ね、市民協働によるまちづくりを推進してきました。

さらに、平成 26 年に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、市民と行政が一体となって、安心して暮らせる地域社会の実現を目指してきました。また、平成 27 年には「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」も策定され、まちづくり協議会の設立や活動支援により、人と人とのつながりを大切にした地域活動も広がってきています。

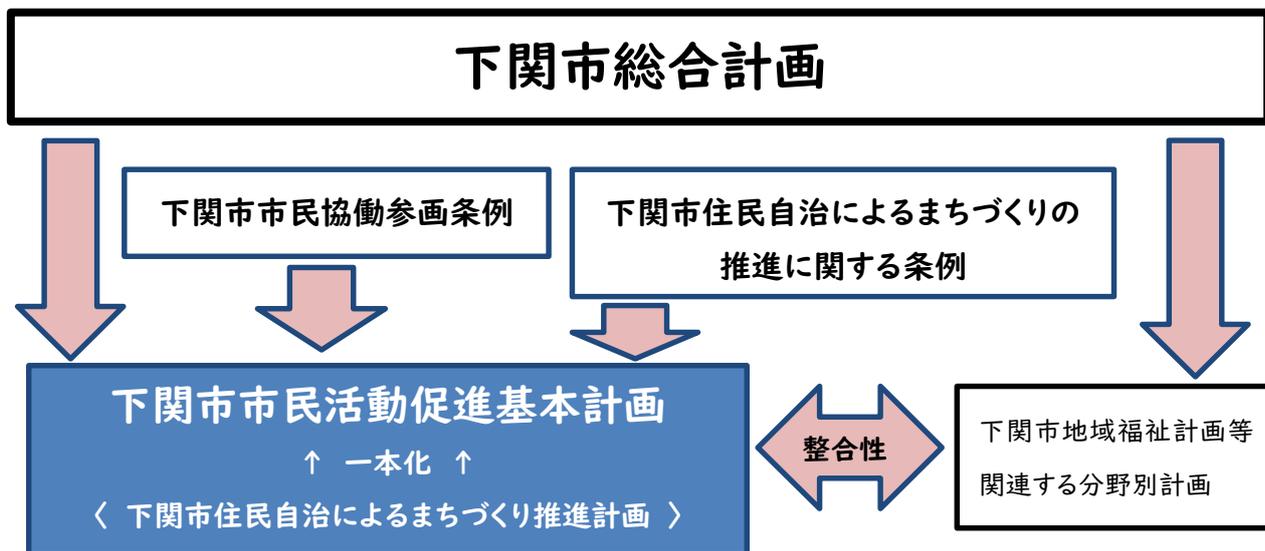
令和 6 年度に実施した市民意識調査等においても、多くの市民が自主的に地域活動へ参加し、まちの課題解決や住みやすい地域づくりに貢献していることが明らかになっています。一方で、地域社会を取り巻く状況は大きく変化し、新たな課題が生まれています。

こうした社会情勢や生活環境の変化、市民や市民活動団体を取り巻く新たなニーズに対応し、すべての市民が自分らしく安心して暮らせる地域づくりと、住民主体によるまちづくり活動の継続を図るため、この度「市民活動促進基本計画」と「住民自治によるまちづくり推進計画」を一本化し、新たに「第 5 次下関市市民活動促進基本計画」を策定します。

本計画では、市民一人ひとりや市民活動団体、行政が目的を一つにし、お互いの役割を認め合いながら協力して地域課題の解決に取り組み、多様な人材や新しい知恵を生かした持続可能なまちづくりを目指します。そして、条例やこれまでの基本計画の流れを大切に受け継ぎながら、市民が主役となる、活力ある下関の実現に向けて歩み続けていきます。

### 3 計画策定の位置付け

本計画は、「下関市市民協働参画条例」を根拠とし、「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」、上位計画である「下関市総合計画」及び関連計画を踏まえ、下関市における市民活動の促進に関する施策の総合的・計画的推進方法を示したものです。



【図2 計画の位置付け】

#### 【参考】

##### ○本計画と下関市地域福祉計画との共通点

福祉分野において隣近所の住民同士や友人、知人との助け合いや、自治会や民生委員、NPO、事業者、社会福祉協議会などの地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決する共助の取組を支援する点で共通している。

また、平成27年(2015年)に「SDGs※6(持続可能な開発目標)」が国連サミットで採択され、下関市総合計画の中で各分野における施策の推進にあたり、その理念を念頭において取り組んでいくことが重要であるとされており、「市民活動の支援の推進」と関連する17番目の「パートナーシップ(協力)で目標を達成しよう」という目標を念頭に取組を進めてまいります。

※6 SDGs：「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称。すべての人が幸せに暮らせる社会をつくるため、貧困や環境、教育など世界のいろいろな課題を2030年までに解決しようとする国際的な目標で、17の目標と169の具体的なターゲットがある。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

5年間という期間設定については、市民活動を取り巻く社会情勢が変化し続けていることを踏まえ、中期的な展望で策定したものです。また、状況の変化に適合させるため、必要に応じて計画の期間内に見直しを行います。

令和11年度以降については、それまでの間の支援策の効果や市民活動の状況を鑑み、次期計画を検討する中で取組むべき課題と具体的施策の見直しを行います。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
計画	第2次下関市総合計画								第3次下関市総合計画					
	第3次下関市市民活動 促進基本計画				第4次下関市市民活動 促進基本計画				第5次下関市市民活動 促進基本計画					
	第1次下関市住民自 治によるまちづくり推 進計画			第2次下関市住民自治による まちづくり推進計画										
	第3期下関市地域福祉計画						第4期下関市地域福祉計画							

【図3 関連計画の計画期間】

## 5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、原則として下関市域とします。

また、本市の中核市としての役割及び市域を超えて展開している市民活動の実態を考慮し、より広域的な対応に配慮します。

## 6 用語の定義

### 市民活動とは・・・

自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動又は地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。(市民協働参画条例第2条)

社会や不特定多数の方の役に立ち、良い影響や効果を与えることを目的とした、自主的かつ自発的な(自分からやる)、営利を目的としない(利益を構成員等に分配しない)公益的な活動のうち、以下の活動のことです。

#### ①特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動

⇒ NPO 法人や任意のボランティア団体等による組織的な活動

#### ②地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動

⇒ 一定の地縁に基づく組織的な活動。本市では自治会やまちづくり協議会の活動

### しものせき市民活動センター

しものせき市民活動センターは、市民活動の場及び市民と市民がふれあうことのできる交流の場を提供することにより、市民活動の促進及び市民主体のまちづくりを推進するために設置した施設です。「市民活動拠点施設」として市民と行政、市民と市民活動団体をつなぎ、地域社会の課題に取り組む市民活動の支援を行っています。本計画においては、中間支援組織として市民活動の促進に重要な役割を担っています。

JR下関駅前(ヴェルタワー下関2階)に位置し、平成31年4月から指定管理者により管理運営されています。



#### しものせき市民活動センターの機能

詳細はこちら→



- |          |            |             |
|----------|------------|-------------|
| ○相談受付    | ○市民活動団体の登録 | ○活動の場の提供    |
| ○情報収集と提供 | ○講座・研修の開催  | ○ネットワーク化の促進 |

※詳細は資料編17ページをご覧ください。

## 市民活動団体とは・・・

組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

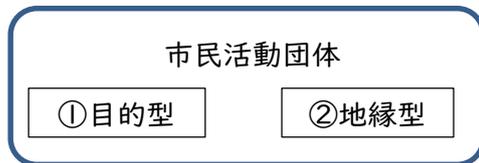
イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの

エ 営利を目的とするもの

(市民協働参画条例第2条)

「市民活動団体」は「目的型」と「地縁型」の2つに区分します。



### 【①目的型】

NPO法人や任意のボランティア団体等

⇒ 《協働による効果》

役割に応じ、特性を発揮して協働に取り組むことにより、それぞれの団体の目標を効果的に達成することができます。また、団体同士のネットワークの形成が期待できます。

### 【②地縁型】

自治会、町内会、自治会連合会、連合自治会、まちづくり協議会等

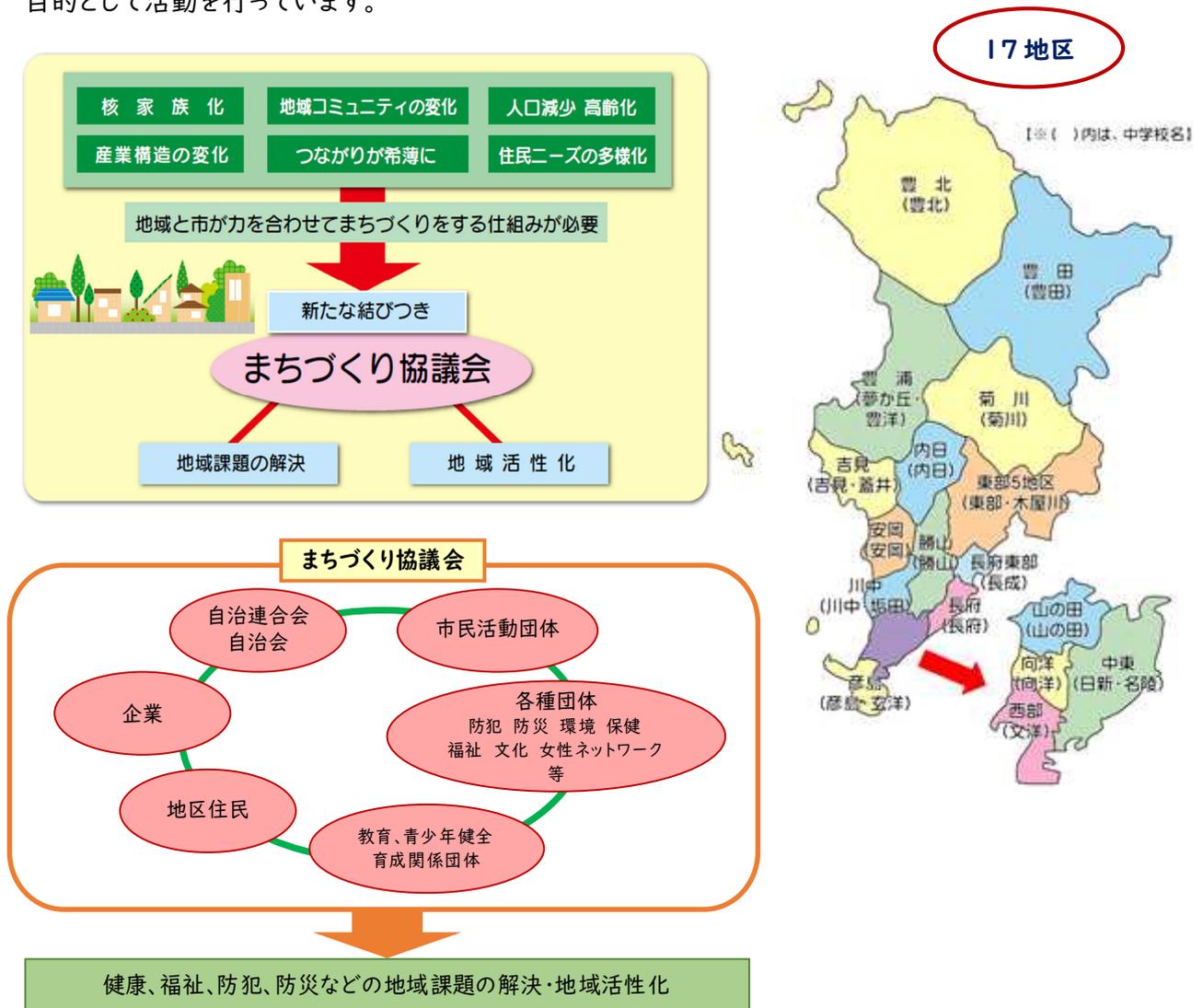
⇒ 《協働による効果》

それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動の場や事業展開の機会の増大が期待できます。

## まちづくり協議会とは・・・

家族形態や産業構造などの社会情勢の変化によって、少子高齢化や人口減少が進み、地区の抱える課題も多様化し、これまでの画一的な行政サービスの仕組みだけでは、市民ニーズに対して、きめ細かく対応することが困難となっています。そのため、魅力ある「元気な下関」を実現していくには、市民や市民活動団体、企業など様々な主体が参加し、自ら課題を発見し解決する仕組みづくりが必要となっています。

下関市には自治連合会のまとまりを基底とし、概ね中学校区を範囲とした市内17地域でまちづくり協議会があります。まちづくり協議会は、地区の皆さんや自治会、市民活動団体などが主体となって構成する地域を代表する組織で、健康、福祉、防犯、防災などの地域課題の解決や地域活性化を目的として活動を行っています。



- まちづくり協議会は、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（平成26年条例第54号）に基づき設立されたものであり、前計画までは「住民自治によるまちづくり推進計画」として別に策定していました。
- 第5次市民活動促進基本計画では「市民活動促進基本計画」と「住民自治によるまちづくり推進計画」を一本化して策定しているため、他の市民活動団体とは区別し、まちづくり協議会の項目を別に設けています。

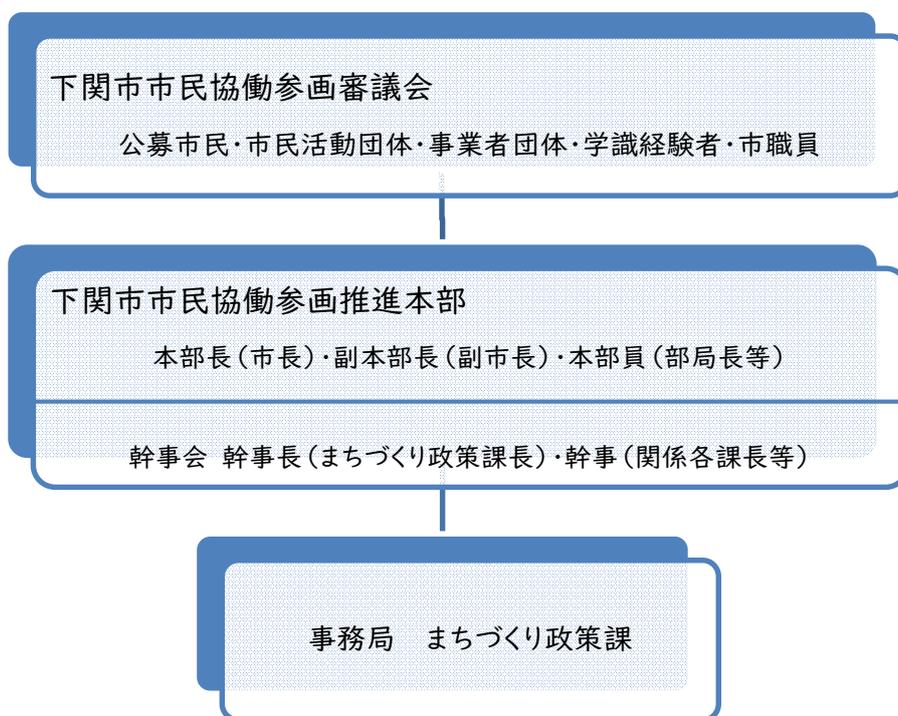
## 7 計画の策定体制

### (1) 下関市市民協働参画審議会

本計画は、学識経験者、市民活動団体関係者、公募委員（市民）等から構成される「下関市市民協働参画審議会」において、市民の立場や専門的な分野等から総合的に検討を進めました。

### (2) 下関市市民協働参画推進本部

市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、市民活動促進諸施策について検討・調整を行いました。



【図4 計画の策定体制】

### (3) 市民の意識、市民の意見

市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに対する市民や市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握するため、意識調査を実施しました。

また、より幅広い市民の意見を聴取するため策定過程においては計画案を公表し、ワークショップ※7及びパブリックコメント※8を実施しました。

※7 ワークショップ：市民参画の手法の一つ。市民が意見表明や課題解決に能動的に関わり、行政や他の市民と協力しながら地域社会や公共政策づくりに貢献するための、参加型・体験型の対話・協働の場のこと。

※8 パブリックコメント：市民参画の手法の一つ。市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を市民に公表し、これに対する市民の意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民の意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続きのこと。

## ●市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに関する意識調査

本計画の策定にあたり、市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに対する市民や市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握し、今後の市民活動推進のための基礎資料とするために、令和6年度に意識調査を実施しました。

【表1 令和6年度市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに関する意識調査 概要】

調査対象	市民	市民活動団体
	下関市に居住している満18歳以上の市民	しものせき市民活動センターに登録している団体
抽出方法	無作為抽出	全数調査
配布数	2,500	258
回収数(有効回収率)	957(38.3%)	162(62.8%)
調査方法	郵送法・無記名方式・一部 Web での回答	
調査期間	令和7年1月6日～令和7年1月24日	

## ●ワークショップ

本計画を策定するにあたり、市民から意見を求めるため、策定過程で計画案を公表し、ワークショップを実施しました。

【表2 ワークショップの実施概要】

開催日時	令和7年9月20日(土曜日)13時30分～16時30分
開催場所	しものせき市民活動センター
テーマ	市民活動をもっと楽しく! ワークショップ
内容	市民活動や活動団体、まちづくり協議会の5年後の姿をイメージし、市民活動を更に活発化させるしかけをグループワークを通じて話し合う
参加者	市内に在住または通勤・通学・活動している方 18人

## ●パブリックコメント

本計画を策定するにあたり、市民から意見を求めるため、策定過程で計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

【表3 パブリックコメントの実施状況】

募集期間	令和7年10月6日(月曜日)～令和7年11月6日(木曜日)
閲覧場所	本庁舎 本庁管内各支所 各総合支所 しものせき市民活動センター(ふくふくサポート) 下関市民センター 中央図書館 ※市ホームページにも掲載
応募状況	応募者数 9人 応募件数 32件